

平成30年度

さが中小企業応援基金事業助成金

公募要領

<応募受付期間>

平成30年2月23日（金）

～同年3月23日（金）17：00必着

（郵送の場合は当日消印有効）

- ・ 提出書類に不備がある場合、提案を受け付けられません。
（ご不明な点は事前にご相談ください）
- ・ 17時以降は受付に応じられませんのでご注意ください。
特に受付最終日は混雑が予想されますので時間に余裕を持ってお越しください。

<応募書類の提出先>

下記までお持ちになるか、又は郵送してください。

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

さが中小企業応援基金担当

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

電話 0952-34-4413

メール c_kikin@mb.infosaga.or.jp

URL <http://www.infosaga.or.jp>



公益財団法人

佐賀県地域産業支援センター

Saga Prefectural Regional Industry Support Center

【目次】

1	さが中小企業応援基金事業の目的	P 1
2	実施主体	P 1
3	応募資格	P 1
4	助成対象事業	P 3
5	助成対象経費、助成率及び助成期間等	P 4
6	採択予定件数	P 6
7	助成対象者の義務	P 6
8	応募期間・方法	P 6
9	審査方法	P 7
10	スケジュール	P 8
11	助成対象事業を実施するに際しての注意事項	P 9

(別紙) 佐賀県の地域資源一覧

【さが中小企業応援基金について】

地域経済の活性化を図ることを目的に、次世代の本県経済をリードする分野において、チャレンジして事業化を目指す中小企業者等を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び佐賀県の協力を得て、当公益財団に設置された総額13億円の基金であり、この運用益を活用して助成事業を実施するものです。

1 さが中小企業応援基金事業の目的

地域経済の活性化を図ることを目的に、次世代の本県経済をリードする分野において、チャレンジして事業化を目指す中小企業者等を支援するため、さが中小企業応援基金事業を実施します。

2 実施主体

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「当公益財団」といいます。）が、さが中小企業応援基金事業の実施主体として、助成対象事業の公募、審査・選定、助成金の交付などを実施します。

3 応募資格

以下の全ての要件を満たす事業者

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項各号に規定する
中小企業者

- ① 資本金の額（又は出資の総額）が下の表の金額に該当する会社並びに常時使用する従業員の数が下の表の人数に該当する会社及び個人

業 種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）

- ② 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する
中小企業団体

- ③ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が①の要件に該当するもの

(2) 県内に主たる事業所を有すること。

複数の事業所を持つ場合は、製造または販売の拠点となっている事業所で売上高及び従業員数の最も多い事業所を「主たる事業所」とみなします（「本社」であっても、間接部門のみを有し、製造または販売部門を持たない場合は、「主たる事業所」とみなしません）。

また、佐賀県管内の県税事務所に事業税を納税していることが必須条件となります。

(3) 大企業の支配下にある企業（株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総株主の過半数を大企業に保有されている企業）ではないこと。

※個人の場合は税務署に開業届を提出している個人事業主のみが対象となります。

（開業予定者は対象外）

※グループでの応募はできません。

(4) 前述の助成事業者若しくは自社の役員等が、以下の①～⑦に該当しないこと。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※助成対象者は、上記の②～⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は助成対象者から除外されます。

※申請にあたり、応募用紙、他提出とともに別紙の誓約書を提出して下さい。

（様式の取得につきましては「8 応募期間・方法」を参照下さい。

4 助成対象事業

助成対象事業は、新産業分野（ナノテクノロジー、新エネルギー、ポストゲノム、コンテンツビジネス、光触媒）、自動車産業分野、次世代産業分野（健康・医療・化粧品（コスメ）関連産業）又は地域資源分野における次に掲げる事業です。（ただし、内容が同一と思われる商品についての、新製品開発事業・販路開拓事業の併願申請はできません。）

（１） 新製品開発事業

既存技術の高度化、新技術の開発、デザイン開発、試作品開発等への取り組みに要する経費に助成します。

・助成額 100万円以上500万円以下

・助成率 新産業分野・自動車産業分野・次世代産業分野：2／3以内
地域資源分野：1／2以内

※対象となる経費は、交付決定日から1月31日までに支出される助成対象経費となります。

（２） 販路開拓事業

新製品・新技術の県外見本市等への出展に要する経費に助成します。

・助成額 100万円以下

・助成率 1／2以内

※見本市等は、交付決定日より1月31日までに開催されるもので且つ、販売が主目的ではなく、商談ベースであること（即売会・物産展、自社主催のものは対象外）

※対象となる出展物は、佐賀県内で開発した新製品・新技術（共同開発を含む）で既に商品化が済み、販売ができるもの

※一申請において、一製品・技術を記載すること

※対象となる経費は、交付決定日から1月31日までに支出される助成対象経費となります。

5 助成対象経費、助成率及び助成期間等

助成対象経費、助成率及び助成期間等は、以下のとおりです。

(1) 新製品開発事業

助成対象経費	
経費区分	内訳
(1) 原材料費	原材料の購入に要する経費
(2) 機械装置費 ★	機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
(3) 工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
(4) 外注加工費 ☆	外注加工に要する経費
(5) 模型製作費	模型製作に要する経費
(6) 技術指導受入費	技術指導受入に要する経費
(7) 委託費 ☆	委託試験又はデザインの委託に要する経費
(8) デザイン指導受入費	デザイン指導受入に要する経費
(9) 市場調査費	消耗品費、印刷費、通信運搬費、謝金、会議費、調査旅費、市場調査委託費
(10) その他の経費	前各号に掲げるもののほか、当公益財団が特に必要と認める経費

★ 生産設備に転用できる機械装置は助成対象外です。また、新製品開発を行うために必要最低限の仕様・数量のみ助成対象とします。なお、汎用性の高いものについては助成対象外とすることがあります。

☆ 外注加工費と委託費は合計で助成事業に要する経費の1/2以内を助成対象とします。

※ 人件費及び租税公課（消費税及び地方消費税）は助成対象経費になりません。

※ 交付決定日以降に支出される経費のみ対象となります。

助成率及び助成期間等

分野		助成率	助成金額	助成期間
新産業分野	ナノテクノロジー分野	2/3以内	100万円以上 500万円以下	交付決定日 ～平成31年 1月31日まで
	新エネルギー分野			
	ポストゲノム分野			
	コンテンツビジネス分野			
	光触媒分野			
自動車産業分野				
次世代産業分野				
地域資源分野		1/2以内		
※地域資源一覧は、別記(P10)参照のこと				

(2) 販路開拓事業

助成対象経費	
経費区分	内訳
(1) 会場経費	会場借上・整備費用等の会場に要する経費
(2) その他の経費	会場経費以外の経費で出展のために必要と認められる経費

助成率及び助成期間等

分野		助成率	助成金額	助成期間
新 産 業 分 野	ナノテクノロジー分野	1/2 以内	100万円 以下	交付決定日 ～平成31年 1月31日まで
	新エネルギー分野			
	ポストゲノム分野			
	コンテンツビジネス分野			
	光触媒分野			
自動車産業分野				
次世代産業分野				
地域資源分野 ※地域資源一覧は、 別記(P10)参照のこと	「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、佐賀県が「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」で特定した地域資源(別記参照)に係る新製品・新技術の販路開拓			

※交付限度額は助成事業者が出展を行う地域に応じて次の表のとおりとします。

出展する地域	交付限度額
関東地方	100万円
近畿地方	90万円
九州	70万円
海外	100万円
その他	90万円

※対象となる経費は、交付決定後に開催する見本市等への出展に要する経費で且つ、交付決定日以降に支出される経費とします。

6 採択予定件数

- (1) 新製品開発事業 . . . 2 件程度
- (2) 販路開拓事業 . . . 8 件程度

7 助成対象者の義務

助成金の交付を決定するに当たっては、以下に掲げる義務を付します。

- (1) 新製品開発事業は、佐賀県内で研究開発等を行ってください。(一部県外機関等に委託、外注することは認めます)
- (2) 助成事業が完了したときは、実績報告書を提出していただきます。また、新製品開発事業については、助成事業完了後3年間は、過去1年間の事業化の状況について、事業化状況報告書を提出していただきます。
- (3) 研究開発等に係る収入・支出を明らかにした帳簿・証拠書類を整備し、助成終了後5年間は保存してください。

8 応募期間・方法

(1) 募集期間

平成30年2月23日(金)～平成30年3月23日(金) 17:00 (必着)

(2) 応募方法

「助成金事業採択応募用紙・誓約書」を作成し(応募用紙に記載の書類を添付すること。)下記までお持ちになるか、又は郵送してください(提出部数:1部)。

持参される場合の受付は、8時30分から17時00分まで(土・日・祝日を除く。)です。(郵送の場合は3月23日(金)消印まで有効です。)

- ※ 助成金事業採択応募用紙・誓約書の様式は、下記に請求するか、又は当公益財団のホームページからダウンロードしてください。
- ※ 電子メールによる提出は受け付けていません。
- ※ 応募用紙等に記載漏れ等がある場合、応募期間内ならば訂正が可能ですが、応募期間経過後は受け付けられませんのでご注意ください。

なお、応募期間経過後は、提出された書類は返却しません。

書類提出先

〒849-0932

佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター さが中小企業応援基金担当

電話: 0952-34-4413

メール: c_kikin@mb.infosaga.or.jp

ホームページ: <http://www.infosaga.or.jp/>

9 審査方法

当公益財団が設置する審査委員会において選定します。

(1) 審査手順等

- ① 募集期間内に提出のあった応募用紙について、当公益財団が組織する審査委員会で、下記(2)の審査基準に基づいて総合的に審査します。
 - 新製品開発事業：書類審査及びプレゼンテーション
 - 販路開拓事業：書類審査審査委員会は、公設試験研究機関、大学関係者等により構成し、中立の立場から厳正に審査します。なお、審査委員の氏名及び審査の経過については、応募者本人を含め公表しません。
- ② 審査において新規企業を優先するため、過去に採択実績のある企業は、これまでの採択状況を勘案して判断されます。応募用紙提出時に、過去の採択状況について別途様式に記入し提出していただきます。
- ③ 審査に当たっては、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出等を求める場合があります。
- ④ 審査の結果は郵送にて通知します。その後、採択された事業については、採択者から交付申請書を徴した後、当公益財団から交付決定について通知します。

(2) 審査基準

①新製品開発事業

ア 必要性

- ・研究開発の必要性が認められること。

イ 新規性・独創性

- ・従来の製品、サービスと比較して新規性・独創性があること。
- ・過去の助成テーマと同種又は既に汎用的な技術に関する研究開発ではないこと。

ウ 市場性

- ・ターゲット・市場規模を十分に把握していること。
- ・競合製品との明確な差別化が図られていること。

エ 実現可能性

- ・事業化までの実現可能な計画を有していること。
- ・開発課題が明確で、研究開発方法に十分妥当性があること。
- ・研究開発に必要な人的体制が構築されていること。

②販路開拓事業

ア 必要性

- ・見本市等に出展を行う必要性が認められること。
- ・当該見本市等への出展が十分な効果を見込まれること。

イ 新規性・独創性

- ・従来の製品、サービスと比較して新規性・独創性があること。

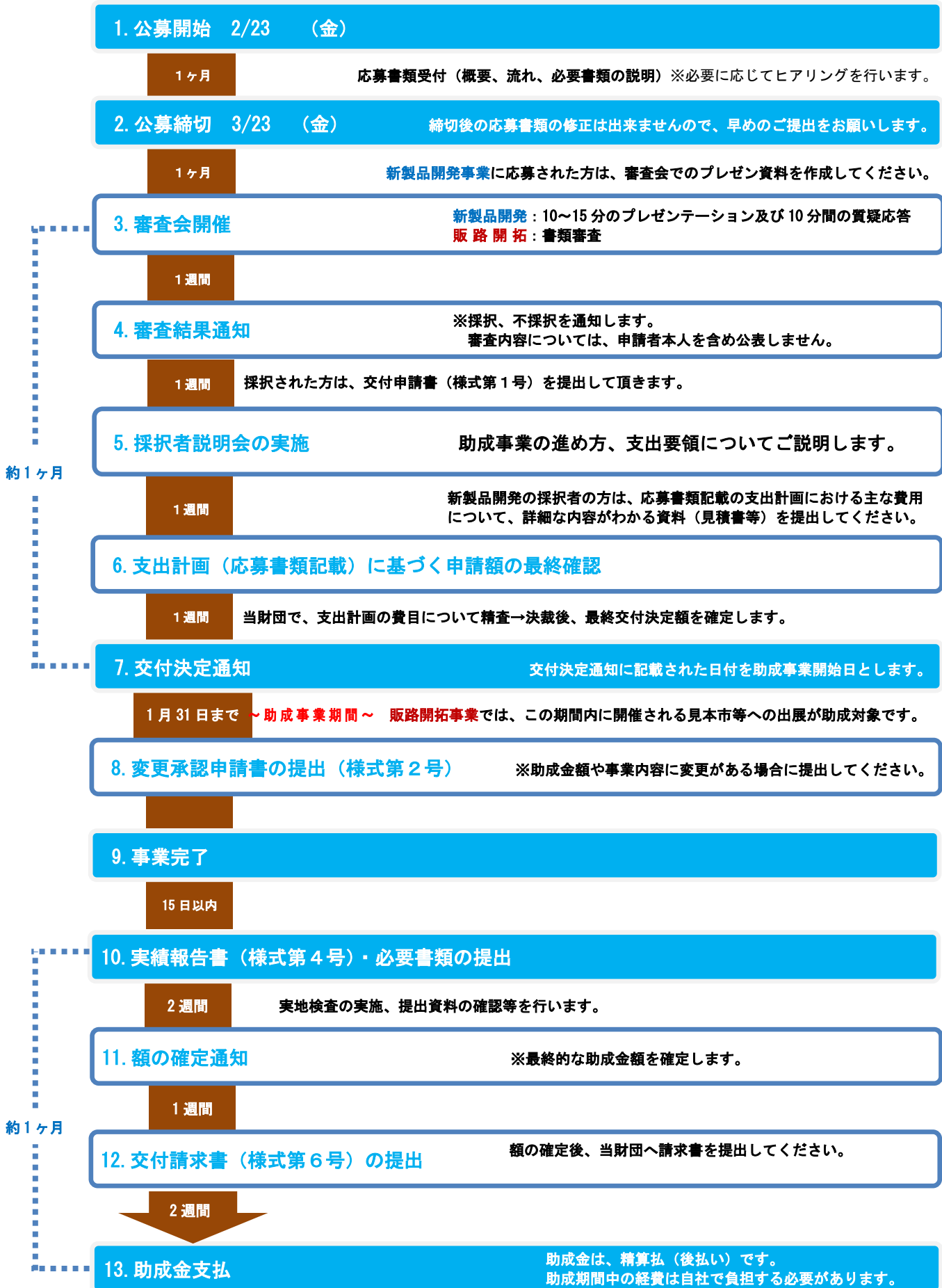
ウ 市場性

- ・ターゲット・市場規模を十分に把握していること。
- ・競合製品との明確な差別化が図られていること。
- ・販売価格を考慮し十分な市場性が見込めること。

エ 実現可能性

- ・実施計画の内容・スケジュールに無理がないこと。

10 スケジュール



1.1 助成対象事業を実施するに際しての注意事項

- (1) 交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、事前に当公益財団理事長の承認を受けなければなりません。
- (2) 以下に掲げる事項が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容、条件を変更することがあります。(助成終了後、助成金額が確定した後も同様です。
 - ① 助成金をその用途外に使用したとき。
 - ② 助成金により取得または効用増加した財産を、当公益財団の承認を受けずに、助成の目的に反して、使用・譲渡・交換・貸し付け・担保に供したとき。
 - ③ 助成決定の内容・条件その他法令等または当公益財団理事長の指示に違反したとき。
- (3) (2)の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、その返還を求めます。
- (4) 助成事業に基づき助成事業年度又は助成事業年度の終了後3年間以内に出願若しくは取得した産業財産権等について、第三者への譲渡又は専用実施権の設定は認めないこととします。
- (5) 採択した事業については、原則として、助成先の事業主体名や企業概要、事業名や事業概要等を公表します。
- (6) 助成金の支払時期については、助成期間経過後に実績報告書が提出され、助成額が確定した後に支払われます。